東京女子医科大学病院側に1500万円余の賠償命じる 東京地裁

2020年6月4日 15時34分 医療

6年前、東京女子医科大学病院で脳腫瘍の治療を受けていた43歳の女性が死亡したのは、多量の薬を投与されたのが原因だと遺族が訴えた裁判で、東京地方裁判所は「薬の量を守らなかった過失がある」として、病院側に1500万円余りの賠償を命じました。

平成26年に東京・新宿区の東京女子医科大学病院で脳腫瘍の治療を受けていた長浜裕美さん（当時43歳）が、めまいやふらつきの症状が出て、抗てんかん薬を投与され、その後、副作用とみられる重い皮膚障害を発症して死亡しました。

長濱さんの夫と両親は、定められた量を大幅に上回る薬を投与されたのが死亡の原因で、事前にリスクについての説明も無かったとして、医師と大学におよそ4300万円の賠償を求めました。

4日の判決で、東京地方裁判所の佐藤哲治裁判長は「薬の添付文書には、重い皮膚障害などの副作用を防ぐために徐々に量を増やすと定められているのに、医師らにはこれを守らなかった過失がある」と指摘しました。

また、「重い副作用が出る可能性を事前に説明していない説明義務違反があった」として病院側におよそ1550万円の賠償を命じました。

長濱裕美さんの夫の明雄さん「安全な医療を」

亡くなった長濱裕美さんの夫の明雄さんは判決後の会見で「妻も悔しい思いをして亡くなったので、主張が認められて安心しました。医療ミスが二度と繰り返されないように、安全な医療を進めてほしいです」と話していました。

東京女子医科大学病院「判決重く受け止め謝罪」

東京女子医科大学病院は「判決を重く受け止め、謝罪の意を表します。病院職員が一体となって、患者の安心安全を至上命題として、大学病院としての高い期待に応えるべくまい進する覚悟です」というコメントを出しました。

注目のコンテンツ